

○宇和島市業務委託最低制限価格制度試行要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「業務委託」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、業務委託の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び宇和島市契約規則（平成17年規則第56号。以下「規則」という。）第13条の2の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象は、予定価格が500万円以上の業務委託とする。ただし、市長が特に対象外と認める場合には適用しない。

(最低制限価格の算定)

第3条 前条に規定する業務委託の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

(最低制限価格の事後公表)

第4条 前条の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札価格が最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

(落札者決定の通知)

第6条 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは速やかに落札者に落札決定通知を行い、入札結果を公表するものとする。

2 公表の方法は、入札結果表を閲覧により公表するとともに、結果を宇和島市ホームページに掲載し、その他の入札者にはこれをもって結果の通知に代えるものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 市長は、規則第4条及び第5条の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第21条及び第22条の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知(以下「入札公告等」という。)をするに当たっては、次に掲げる事項を宇和島市ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の試行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係) 最低制限価格の算定方法

業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の3.8を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8.2
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.3を乗じて得た額	10分の6	10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の3.8を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4を乗じて得た額	10分の6	10分の8

最低制限価格については、費目①～④ごとに所定の率を乗じたもの(円未満切捨て)の合計に1.1を乗じた額(円未満切捨て)とする。

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に⑤を乗じて得た額を下回る場合にあつては、予定価格に⑤を乗じて得た額を、予定価格に⑥を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に⑥を乗じて得た額を、最低制限価格とする。